

# 令和4年度 咳痰吸引等研修（第一号・第二号）（不特定の者対象） 実地研修について

1 実地研修実施期間 演習終了後～令和5年3月3日（金）

2 指導者評価票 提出期限 令和5年3月10日（金）（必着）

※以前は指導者評価票の提出期限を令和5年2月24日（金）としておりましたが、基本研修免除者の受講申込締切を令和5年2月24日（金）に変更したことに伴い指導者評価票提出期限を延期いたします。

提出期限までに、実地研修実施項目の一部項目のみ終了している場合は、その一部項目について修了証書を発行させていただきます。提出期限までに、一部項目終了部分の評価票を提出してください。

今年度一部項目のみの修了で、来年度以降に残りの項目の実地研修を実施した場合、該当実施項目の評価票を速やかに提出してください。実施項目の修了が認められましたら、該当実施項目を追加した修了証書を発行します。

3 実地研修の実施項目及び評価基準について

(1) 実施項目及び最低実施回数

実施項目	最低実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ※	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養での半固体の栄養剤の実施については、下記のとおり、通常手順として滴下型の経管栄養の実地研修を行った後、別途、実地研修等に取り組むことが求められています。

実地研修については、必ず滴下型の手順で実施した結果を報告してください。

「半固体の栄養剤を実施する場合は、通常の講義・演習・実地研修に加え、別途、十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討後行うことが必要である。」  
(平成23年11月21日厚生労働省事務連絡「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて（その2）問C29回答）

(2) 各項目の評価基準について

実地研修評価票へ、実地研修指導講師が研修受講者の実施結果について、各項目を「ア」「イ」「ウ」「エ」で評価していただき、すべての項目で「ア」となって1回成功となります。（1）の最低実施回数を行った上で、下記の2つの条件を両方満たした場合に、その項目の実地研修の修了を認めます。

①累積7割以上の成功率であること

累積7割以上の掲載方法については、下記のとおりです。

{（成功回数）／（累積回数）} ≥ 0.7 ※失敗した回数も累積に含めます。

## **②終わり3回が連續で成功していること**

例えば、口腔内の喀痰吸引で9回目まですべて成功していても、最後の回で失敗した場合、その後、3回連續で成功する必要があります。

## **4 実地研修の指導講師等について**

研修受講者が、実地研修指導講師の指導のもと、実地研修協力者の協力に基づき、実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識、技能を習得しているかを実地研修指導講（平成23年度・24年度伝達研修受講修了者、及び平成25年度～令和4年度指導者養成研修受講修了者（※1）、その他類する研修の修了者）が評価する。

※1 受講申込時点で、指導講師の氏名及び修了資格を確認しています。指導講師の変更や追加があった場合は、指導者資格を確認する必要がありますので、必ず、本会に報告してください。

## **5 実地研修を実施するにあたっての注意事項**

- ①必ず医師の指示書に基づいて実施してください。
- ②実地研修の評価については、必ず、実地研修指導講師が評価してください。
- ③指導者評価票の「月日」、「時間」欄には、必ず実施した日時を正確に記入してください。  
1回ごとに医師の指示確認を行うところから記録までの評価内容を記入するようしてください。

※例えば、医師等の指示書に「口腔内吸引と鼻腔内吸引を同時に実施する」よう記載してある場合など、医師の指示書に基づいて実施した場合は、口腔内吸引と鼻腔内吸引同一日、時間が記入されることがあるかと思いますが、同一日時に複数の人を実施すると対象外となります。

## **6 記入する書類について**

演習時に受講者に配布しました「実地研修指導者評価票」を必要数コピーし、ご利用ください。また、本会ホームページにも「実地研修指導者評価票（PDFファイル）」を掲載しております。本会のホームページのトップページのお知らせ欄をご覧ください。演習終了後から公開します。

## **7 提出先について**

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131  
三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉育成支援課  
喀痰吸引等（1・2号）研修担当 榎田

## **8 修了証書について**

提出いただいた評価票を確認し、実施項目の修了が認められましたら、修了証書を発行し、各施設に送付します。

※提出期限までに、実地研修実施項目の一部項目のみ終了している場合は、その一部項目について修了証書を発行させていただきますので、一部項目終了部分の評価票を提出してください。

※今年度一部項目のみの修了で、来年度以降に残りの項目の実地研修を実施した場合、該当実施項目の評価票を速やかに提出してください。実施項目の修了が認められましたら、該当実施項目を追加した修了証書を発行します。